

労働基準法

項目	条文	内容												
労働条件の原則	第1条	①労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない ②この法律で定める労働条件は最低条件である												
均等待遇	第3条	国籍、信条、社会的身分などによる差別の禁止												
労働者の定義	第9条	職業の種類を問わず事業又は事務所で使用される者で、賃金を支払われる者												
労働時間	第32条	休憩時間を除き1日8時間、1週40時間以内												
	第32条の2	1カ月以内の一定期間を平均し1週間あたりの労働時間が40時間を超えない定めを就業規則等でした場合は、特定された週または日に第32条で定められた時間を超えてもよい												
	第32条の3～5	フレックスタイムにした場合（労使協約、行政官庁への届出が必要）												
休憩	第34条	6時間を超える労働時間で45分以上、8時間を超える労働時間で1時間以上												
休日	第35条	毎週少なくとも1回の休日												
時間外・休日労働	第36条	労使協約で可、ただし、有害業務は1日2時間以内												
年次有給休暇	第39条	雇入れ後6カ月間に8割以上出勤した者に対し年10日												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>6カ月経過日から起算した継続勤務年数</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有給休暇に加算する労働日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	6カ月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上	有給休暇に加算する労働日	1日	1日	1日	1日
6カ月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上								
有給休暇に加算する労働日	1日	1日	1日	1日	1日	1日								
年少者	第56条	①児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでは就業禁止 ②18歳未満労働者の労働時間および休日（第60条） ③18歳未満労働者の深夜業制限（第61条） ④18歳未満労働者の危険有害業務の就業制限（第62条） ⑤18歳未満労働者の坑内労働の禁止（第63条）												
	第64条													
女性労働者	第64条の2～5	①坑内労働の禁止（第64条の2）→例外：女性労働基準規則 ②妊産婦の危険有害業務の就業制限（第64条の3）→女性労働基準規則 ③産前産後の休業制限（第65条） ④育児時間（第67条） ⑤生理休暇（第68条）												
	第68条													
療養補償	第75条	業務上の負傷、疾病に対する療養費の負担												
休業補償	第76条	業務上の負傷、疾病で療養のため休業する場合、使用者は労働者の平均賃金の60/100を支払うこと												
障害補償	第77条	業務上の負傷、疾病により身体に障害が残った場合、使用者は障害の程度に応じた法で定める補償金を支払うこと												
遺族補償	第79条	業務上死亡の場合は平均賃金の1,000日分の補償金を支払うこと												
葬祭料	第80条	業務上死亡の場合は平均賃金の62日分の葬祭料を支払うこと												
寄宿舎の設備および安全衛生	第96条	事業附属寄宿舎における労働者の健康、風紀、生命の保持に必要な措置 →事業附属寄宿舎規程、建設業附属寄宿舎規程												

注) 常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業については、特別措置として1日8時間、1週46時間とする（第40条）